

えべつ市民健康づくりプラン21の策定について

1 策定の根拠

えべつ市民健康づくりプラン21は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」であり、国の基本方針や都道府県健康増進計画を勘案して、市町村がその住民の健康の増進の推進に関する施策について定める計画です。

2 えべつ市民健康づくりプラン21の位置づけ

えべつ市民健康づくりプラン21は、上位計画である「江別市総合計画」の健康づくり部門の計画としての性格を有しているとともに、国の「健康日本21」、「健やか親子21」や、北海道の「すこやか北海道21」、「札幌圏地域健康づくり行動指針」などとの整合性を図りながら、江別市民のための計画として策定されるものです。

3 計画期間

現行計画の計画期間は平成15年度から平成25年度までの11年間です。

見直し後の計画期間は、平成26年から概ね10年間で、国の健康日本21（第2次）等を勘案して、策定時に検討します。

4 策定方法

(1) 江別市民健康づくり推進協議会による協議

委員17名：医師会その他健康づくり活動の関係団体から推薦を受け委嘱

(2) 市民健康実態調査（市民アンケート）

年齢階層別に無作為抽出 合計2,500名を予定

(3) 関係団体等への健康づくり関連事業進捗状況調査

庁内外の関係各所への調査票送付

(4) パブリックコメントにより市民意見の反映

平成25年度実施予定

5 策定スケジュール

平成24年6月	江別市民健康づくり推進協議会（策定方法について）
平成24年8月～	市民アンケート調査、関係団体等への取組状況調査の実施
平成25年3月まで	アンケート調査等に基づく最終評価
平成25年度中	最終評価を基礎資料に計画案作成、パブリックコメント
平成26年3月	策定完了